

知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会
第24回 議事要旨

- 日時 : 2025年3月17日 (月) 14:00－16:00
- 場所 : W E B 開催
- 出席者 : 加賀谷座長、荒木委員、江良委員、小野塚委員、菊地委員、三瓶委員、
杉光委員、武井委員、立本委員、中村委員、松島委員、松原委員、森委員

1. 質疑応答・議論

①知財・無形資産の可視化について

- ・ 知財・無形資産の開示において、価値創造の貢献を真摯に検討している企業と形式的開示の企業の二極化が懸念される。価値創造メカニズムの構築には知財マインドの全社浸透が必要であり、CGC改訂やIPL活用の機運の高まりが促進要因となった一方で、短期思考やリソース不足が阻害要因となっている。価値創造メカニズムのメンテナンスと強化変革が最も重要な取組であり、企業においてどの程度、この本質的な取組ができているかを確認する必要がある。
- ・ 表彰制度や好事例企業の開示は、企業における知財・無形資産の開示基準の参考になる。他方、評価基準が多様なため、上位概念として共通項を整理し、知財・無形資産ガバナンスガイドライン（以下、GGLとする）に結びつけた開示の道標とすることが必要ではないか。
- ・ 多くの企業は優れた強みを持っているが、それを説明する機会が少なく、また、認識していないケースも多い。企業の強みを再認識し、外部に説明する能力を高めることが重要である。
- ・ 従前は、強い事業を持ち、かつ開示もしている企業を対象に事例研究を進めてきたが、今後は、強い事業を持ちながら情報開示が不十分な企業に対し、改めて「自社の強み」を問い直し、知財・無形資産の要素を見出すアプローチが必要ではないか。そうすることで、企業が置かれた状況ごとにやるべきことが明確になる。
- ・ 内閣府のGGLは網羅的で抽象的なものである一方、特許庁の調査研究は個別具体的な改善を行うアプローチである。企業と投資家の対話において、企業が強みを認識し、自身の強みを説明する能力を高めることが重要である。資料5に掲載の好事例の要点説明は特許庁の事例企業の取組みと親和性があり、共通項を洗い出すことで、GGLに沿った取組の概念化が可能になる。
- ・ 知財・無形資産の価値化が重要であり、価値化していないものを可視化しても評価されない。米国企業は価値化しているから時価総額に反映しているのであり、時価総額に占める無形資産の割合は残差である点に注意が必要である。経営指標との紐付けも、知財・無形資産の価値化に対してであれば理解できる。

- ・ 知財・無形資産と財務データの因果関係を証明するKPIよりも、企業における実際の知財・無形資産の活動指標を可視化することが重要である。「知的財産管理会計」を確立し、知財権の権利化の効率性などを指標として活用することで、知財・無形資産の価値化につながるのではないかな。
- ・ 日本の省資源技術が国際的に貢献できる時代に入り、企業には技術を含む知財・無形資産の可視化と価値化を進めることが求められている。

②GGLの普及浸透について

- ・ 企業価値担保権の施行は、GGLの普及浸透のよい機会になる。金融業界に向けたGGLの普及浸透が期待される。
- ・ 企業経営アドバイザー講座のテキストにGGLを解説することで、中小企業向けにGGLおよびロゴの普及が進み、知財・無形資産が中小企業経営者の目に留まる機会が増加する見込み。
- ・ GGLは大企業には浸透しているが、中小企業への浸透はまだ途上。日本商工会議所や全国商工会連合会などを通じて普及を図ることや、大企業のサプライチェーンを利用して中小企業へGGLを普及させることも一案。
- ・ 知財分野の内容は専門的で難しいため、分かりやすく伝えることが重要である。
- ・ GGLの普及浸透は価値協創ガイダンスに比べて不十分。企業が知財・無形資産を重視していることを発信するため、統合報告書にGGLのロゴマークを使用することを推進し、具体的な企業名を挙げて使用事例を示すことが重要である。
- ・ 経済環境の変化に応じて、GGLをVer.3.0に改訂する必要がある。価格決定力を持つためには知財・無形資産が重要であり、経済産業省や金融庁、特許庁などが公表する対話の好事例集を網羅的に取りまとめることも一案。
- ・ 製造業にはGGLが浸透しているが、非製造業への普及はまだ途上。非製造業への知財・無形資産の理解を深めるためには、非製造業における知財・無形資産人材の育成が必要である。
- ・ 機関投資家が知財・無形資産の情報を重視するトレンドが出始めている。知財・無形資産への注目が高まる中、GGLの普及浸透を進めることが重要である。
- ・ 日本取締役協会などの取締役関連の協会の勉強会に対して、GGLのテーマ提供を行うことも一案。
- ・ GGL Ver.2.0の導入により、企業と投資家・金融機関との対話が増加した。質的な向上も見られるが、コミュニケーションギャップや思考構造の違いにより、本質的な議論がかみ合わないことも未だ多い。企業に投資家の思考構造の理解を促すことが重要である。
- ・ 「投資は費用ではなく資産の形成」と捉える考え方を、企業の現場に深く浸透させていく必要がある。短期志向が強まる中で知財・無形資産の重要性を納得し、理解

して実行する余裕が不足している。知財・無形資産の取組を強化し、現場で実行できるようにするために、GGL Ver.3.0の作成と年に1回以上のフォローアップ会議が必要である。

③インパクト投資について

- ・ インパクト投資において、インパクト志向金融宣言と連携することが有益である。
- ・ インパクト志向企業価値向上アライアンスの発足により、企業価値向上を目指す取組が進展しており、多くの金融機関は関心を寄せている。インパクト投資の重要論点はTo-Be戦略であり、GGLと親和性が高い。GGLの実装化に向けた枠組みも浸透しつつあり、様々なイニシアチブとの連携が期待される。

④イノベーション拠点税制について

- ・ イノベーション拠点税制の普及には、製品に組み込まれた知財を含む製品の売却益に対する課税優遇が必要である。
- ・ 企業のメリットを増やすため、製品に組み込まれた知財を含む製品の売却益まで税制対象を拡大する必要がある。そのため、今から将来を見据えて、本税制を積極的に企業へアピールすることが重要である。

⑤開発費の資産化について

- ・ 「コストではなく資産」は、あくまでもコストカット型経済から高付加価値創出の成長型経済のことを指している。この表現は魅力的だが、安易な資産化は減損リスクを高めるため、説明には注意が必要である。
- ・ IFRSにおける開発費の資産化要件は厳しい。試作品関係の費用などが対象となるが、累積費用が高額となる知財権の出願費用や登録費用は資産計上できないため、資産化効果には疑問がある。

⑥その他のアプローチについて

- ・ 企業が中長期的に成長するには、知財・無形資産の投資・活用戦略とガバナンス体制の構築が重要である。新設の（一社）知財・無形資産ガバナンス協会では、それらを担う人材の育成に焦点を当てて活動を進める予定。
- ・ 知財・無形資産ガバナンス協会のロゴについて、日本を強く意識した背景を教えて欲しい。
➡日本の強みを活かし夢のある社会を構築して未来に残したいという思いからロゴをデザインした。知財・無形資産をコアにした経営モデルを実現し、世界に羽ばたく企業や輝ける人材を育成することを目指している。

2. プレゼンテーション

(1) プレゼンテーション 1 (知財・無形資産ガバナンス推進協会 前田絵理様)

- ・ 知財・無形資産ガバナンス表彰の状況は次のとおり。
本表彰は内閣府の知的財産推進計画2024を実現するものであり、2024年9月下旬に任意団体の知財・無形資産ガバナンス推進協会を設立し、10月1日付で知財・無形資産ガバナンス表彰審査委員会を発足した。2025年1月31日付で最終選考が行われ、2月17日に当協会ウェブページで審査結果等をプレスリリース¹し、日経新聞においても受賞企業5社に関する報道をした。3月24日には受賞企業を表彰する表彰式を執り行う予定。
- ・ 表彰審査委員会および評価基準検討委員会も10月1日に発足し、概要は次のとおり。表彰審査委員会は、審査委員長を東京大学の渡部俊也教授とし、その他12名の審査委員で構成。また、評価基準検討委員会は、審査委員長の委嘱を受け、委員長を金沢工業大学大学院の杉光一成教授とし、その他4名の委員で構成。なお、知財・無形資産ガバナンス推進協会が事務局を務めた。
- ・ 評価基準検討委員会での主な議論は次のとおり。
①表彰対象は広範な企業が望ましいのではないか、②機関投資家による投資や対話の対象となり得るためには、一定以上の事業規模や時価総額、知名度等が必要ではないか、③知財・無形資産を活用し、企業価値創造などの面で高いパフォーマンスを上げている企業が表彰対象になるべきではないか、④統合報告書を公表している企業が表彰対象になるべきではないか。
- ・ 表彰審査においては、評価基準および評価手順に基づいた対象企業の絞り込み²を行い、最終的に17社を選定した。その17社に対して表彰審査委員会の議論を経て、5社に絞り込んだうえで、役員インタビュー実施し、最終的な順位を決定した。第1回目の本表彰では、最優秀賞が味の素株式会社、優秀賞が株式会社アシックス、特別賞が株式会社カプコン、デクセリアルズ株式会社、株式会社日立製作所となった。
- ・ 最優秀賞の味の素株式会社は、「アミノサイエンス®」の要素技術をブランド化し、経営の中核として、経営戦略および知財・無形資産戦略について一貫性を持って取り組んでいる点について、審査委員の評価が高かった。具体的には、取締役会による知財・無形資産戦略のモニタリング関与や、知財戦略を含めた投資家との膨大な

¹ https://storage.googleapis.com/studio-design-asset-files/projects/M3aAQR3Mae/s-lx1_143abbc9-b47d-4ad0-8056-cdb97927e561.pdf

² ①東証3市場に上場している、②流通時価総額1000億円以上、③株主資本比率およびROICの3年平均が0%以上かつ直近5年間のROICが改善傾向にある、④統合報告書を発行している、⑤無形資産比率が50%以上かつ直近5年間で大幅な減少がない、⑥統合報告書において知財・無形資産の言及がある

数の対話、IRデーにおける知財に特化したセッションが高く評価された。役員インタビューにおいては、知財・無形資産ガバナンスガイドラインは社会に整合するものであり、当社においての重要な指針と考え、常に意識しているとのこと。

- ・ 第2回目以降の当該表彰の取組は継続する予定。第1回目の知見を踏まえ、より充実したものにしていきたい。

(2) プレゼンテーション2 (一般社団法人 知財・無形資産ガバナンス協会

知財ガバナンス研究会 知財コンサル等分科会 高野誠司様、工藤一郎様)

- ・ 知財ガバナンス研究会の持続的発展のため、一般社団法人 知財・無形資産ガバナンス協会を設立した。概要は次のとおり。

理事は企業や投資家、アカデミアなどの幅広い方々が参画する体制とし、特に人材育成について注力して運営や事業内容をこれまで以上に発展させる予定。日本企業が世界で発展できるようにとの想いで、日本古来の色を意図的に採用した協会ロゴも作成。

- ・ プライム市場時価総額上位990社に対する知財・無形資産ガバナンスの実践状況調査の概要は次のとおり。

当初はJPX400を対象として開始したが、今回で調査も4年目となり、直近3回はプライム市場時価総額上位900社以上を対象に調査を実施。

(CG報告書に記載の遵守状況)

3-1③については、89%がComplyと高い値だが、Complyにもかかわらず情報開示がされていない企業が未だ一定数ある。また、定性評価の推移は、◎評価および○評価の総計が増加傾向にある一方、×評価の企業は依然として一定数存在する。

4-2②については、95%がComplyであるが、開示すべき対象となっていないため、多くの企業で情報開示がなされていない状況。

(統合報告書等の全般的な記載内容)

知財・無形資産ガバナンスガイドラインおよび投資家からの意見に基づき作成された基準で評価した結果、時価総額が大きい企業ほど、×評価の比率が低い傾向。また、東証33業種分類の内、標本数などから有効な結果が得られると考えられる4業種（食料品、機械、情報・通信業、サービス業）を分析した。この4業種に限らず総じて製造業が情報開示に積極的であるという、従来傾向に変化は見られなかった。

- ・ 本調査に基づき、特に評価の高い好事例企業は、三井化学株式会社、株式会社デンソー、東日本旅客鉄道株式会社、旭化成株式会社、日本製鉄株式会社、富士フィルムホールディングス株式会社、古河電気工業株式会社の7社。一部企業の紹介に留まるが、評価した点は次のとおり。

（三井化学株式会社）

主要事業である素材提供に留まらない課題解決型ソリューションの提供を目指した戦略を掲げ、企業の進むべき方向性を明確に示している点、および、ステークホルダーからの要望の多い研究開発戦略および知的財産戦略の開示を拡充し、未来に向けた挑戦への取り組みを掲載している点を高く評価した。また、自社の強みとして、具体的にどのような材料が優れているかを開示している点、知的財産の具体例を持って強みを認識している点を高く評価した。加えて、コア技術として宣言している内容と実態が一致していることが、技術競争力指標であるYK値による分析で確認された。

（株式会社デンソー）

将来ビジョンに基づいた知財ポートフォリオをバックキャスト思考でデザインしている点を高く評価した。また、先行指標、現在指標、遅行指標を具体的に特定し、現在何をすべきかを明確にしている点を高く評価した。

（東日本旅客鉄道株式会社）

主要事業は輸送サービスだが、知的財産に対する関心を高く持ち統合報告書を作成している点、および、生産年齢人口の減少、エネルギー・環境問題、激甚化する自然災害対策などの経営課題を解決するために、サービス業でありながら、非常に明確な研究開発の方向性を提示し、時代を先取りした研究開発に取り組んでいる点を高く評価した。

（３）プレゼンテーション３（特許庁総務部企画調査課 柳澤智也様）

- ・ 2021年のCGC改訂により知財投資の開示・監督が規定されたが、多くの企業は依然として手探りの状況にある。特許庁は数年間にわたり、知財・無形資産に関する投資・活用及び開示の調査研究を実施してきた。2022年度の調査研究では、知財経営を実践するためには、知財部門が経営層としっかりとコミュニケーションを取ることが重要である点を発信した。2023年度の調査研究では、企業の本質的な強みを把握し、それを企業が目指す将来像と結びつけることが重要である点を発信した。
- ・ 今年度の問題意識は、どのように開示を行い、外部のステークホルダーとの建設的な対話を通じて、どのように企業価値向上につなげるのかという点。そこで、知財・無形資産ガバナンスガイドラインVer.2.0で追加されたコミュニケーション・フレームワークに基づき、開示と建設的な対話に焦点を当てた調査研究を実施した。調査研究においては、実際に現地調査を行い、経営・知財コンサルタントや投資家等が専門家チームとして企業と議論を行った。
- ・ ポイントは、「開示」と「建設的な対話」が、持続的な企業価値向上に向けた企業と投資家とのパートナー関係を強化するために重要である点。企業は成長性とそ

の要因となる「本質的な強み」を明確にし、それを基に投資家は「投資仮説」を構築して対話に臨むことが求められる。

- ・ 他方、企業側において従来行われている知財・無形資産開示は、知的財産の保有状況や研究開発における知的財産の創出活動の単なる開示に留まっており、経営戦略全体という文脈ではなく、単発的な事業との関係性という文脈でしか開示していない例が多く見られる。企業の持続的な成長に対する知財・無形資産の貢献を具体的に開示し、成長性を支える強みとしての知財・無形資産を明確化することが重要である。
- ・ 企業の成長戦略を明示するためには、以下の要素が重要になる。まず、成長ビジョンを明確に提示すること。次に、その成長ビジョンを実現するための具体的なビジネスモデルを示すこと。最後に、そのビジネスモデルを支える根拠として、知財・無形資産を明確に記載することが求められる。
- ・ 現地調査の結果、特に将来像の実現可能性に対する説明において、企業と投資家との間にギャップがあることが明らかになった。主な課題として、事業や技術の意義を自明と捉え、社内で十分に整理や説明がなされていない点や、経営を把握する部門と具体的な強みを把握する部門との連携が不足している点が浮き彫りになった。そのため、企業が自明と捉えている事業や技術の意義について、複数部門を横断して改めて議論することで、企業成長の道筋を明確化することが重要であるという示唆を得た。ビジネスモデルを支える強みの説明においては、なぜ自社が選ばれるのかという差別化要素となる強みを意識して説明することが重要である。
- ・ 今年度の調査結果は4月公表予定。次年度は中堅企業をターゲットに、成長戦略の実現に向けた知財・無形資産の投資・活用の実態を調査・分析し、中堅企業における企業価値向上のための知財経営の在り方を検討する予定。

(4) プレゼンテーション 4

(経済産業省イノベーション・環境局研究開発課 齋藤健様)

- ・ 日本では、研究開発税制が研究開発のインプットに対するインセンティブ措置として講じられてきたが、イノベーション拠点税制は研究開発のアウトプットに対するインセンティブとして導入される。諸外国では、2000年頃から欧州各国で導入が始まり、最近ではシンガポールやインド、香港などのアジア諸国でも導入されている。
- ・ 令和6年度の税制改正大綱でイノベーション拠点税制の創設が決定し、令和7年4月1日から施行される。その措置期間は7年間になり、対象となる知財から生じるライセンス所得または譲渡所得のうち、企業が「国内で」「自ら」行った研究開発の割合に基づき、対象所得の30%を所得控除する制度となる。制度目的は、国際競争が激化する中で日本の研究開発拠点としての競争力を強化し、民間の無形資産投資

を促進することである。

- ・ 対象となる知的財産は、特許権とAI関連のプログラムの著作物であり、令和6年4月1日以降に取得されたものが対象となる。但し、特許権とAI関連のプログラムの著作物は国際競争力の強化に資するもので、風営法関連の事業に供されることを目的に取得されたものは対象外となる。また、AI関連プログラムの著作物は、機械学習をサポートするプログラム、機械学習アルゴリズム、及びその実現に必要なプログラムが対象となるが、ユーザーインターフェースの開発に留まるものは対象外となる。対象所得はライセンス所得と譲渡所得で、関連者からの所得は対象外となる。
- ・ 自己創出比率は、研究開発費を分母に、適格研究開発費を分子として計算する。適格研究開発費には、海外子会社等への委託試験研究費などは含まれず、直接関連する費用を抽出することが原則だが、困難な場合は、研究開発プロジェクトの費用を用いて計算することも可能となる。
- ・ イノベーション拠点税制を利用する際には、対象知財であることや関連研究開発の実施について、経済産業省で確認・証明を行う。なお、AI関連プログラムの著作物は、ソフトウェア協会でも事前確認を受ける必要があり、経済産業省への申請は事業年度末の60日前から30日後の間に受け付ける運用になる。なお、経済産業省への事前相談は通年で受け付ける。
- ・ イノベーション拠点税制の対象所得の範囲については、引き続き海外調査を実施しているところ。制度の執行状況や効果を検証しながら、見直しを検討していく。周知活動も重要と考えており、制度の実績を積み上げたい。クロスライセンスの場合、相殺されているライセンスは対象外だが、契約が分割されており対価の額が示されている場合は対象となる。本制度の運用に関する詳細は、3月下旬公表予定のガイドラインを参照のこと。

以上